

令和3年度

第17回和歌山市農業委員会議事録

日時 令和3年11月10日(水曜日) 13時00分 開会
場所 和歌山市農業委員会会議室

議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	非農地通知について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について

出席委員（19名）

1 番	湯川 徳弘	1 1 番	廣井 伸多
2 番	辻本 傑	1 2 番	大河内壽一
3 番	笠野喜久雄	1 3 番	曾根 光彦
4 番	山本 茂樹	1 4 番	岩橋 章
5 番	藤田 城司	1 5 番	丸山 勝
6 番	古川 祐典	1 6 番	中尾 友紀
7 番	土橋 ひさ	1 7 番	坂東 紀好
8 番	谷河 績	1 8 番	吉川 松男
9 番	吉中 雅三	1 9 番	岩橋 章博
1 0 番	中村 弘		

出席職員

農業委員会事務局

局 長	奥谷 知彦
課 長	中村 保
副 課 長	山本 哲也
班 長	藤田 誠一
事務主査	西森 和子
事務主査	中谷 雅昭
事務主任	殿元 輝之

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第17回農業委員会総会を開催いたします。現状、新規感染者数は減少しているところではありますが、依然として新型コロナウイルスへの感染リスクがある中、感染の再拡大をさせないため、基本的な感染対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。そこで、当面の間、総会時間の短縮を図るため、報告事項の説明を割愛させていただき、議案の審議から始めさせていただきます。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。なお、報告事項につきましても、議案書P19以降に掲載していますので、ご確認ください。

それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） それでは、ただいまより、第17回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る10月28日、古川委員、土橋委員、廣井委員、坂東委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしく申し上げます。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、中尾委員、坂東委員に申し上げます。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があります。借受予定者か

ら証明願が1件ありました。対象農地は、田のみで面積は945㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、対象農地については、P15の議案第6号農用地利用集積計画No.7で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が6件ございました。

No.1 昭和48年頃から一部を農業用倉庫として利用し、昭和58年頃から残り部分を住宅として利用している。

No.2 平成11年頃から公衆用道路として利用している。

No.3 昭和42年頃から進入路の一部として利用している。

No.4 昭和57年頃からガレージ2棟として利用している。

No.5 20年以上前から宅地の一部として利用している。

No.6 平成元年頃から通路及び駐車場として利用している。

また、No.1から6については、非農地証明の交付条件（5）の土地であって（7）から（9）の条件を満たしていると思われま。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、

説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で7件ありました。調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま。なお、No. 5は申請地が荒廃しているため、活用方法の確認のために、現地調査・事情聴取を行っております。また、No. 6は現時点で和歌山市内に耕作面積がないため現地調査・事情聴取を行っております。これらについては担当の農業委員より報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 5につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので土橋委員さん報告願います。

◆7番（土橋ひさ） 当許可申請について10月28日廣井委員、事務局職員と共に現地調査並びに事情聴取を実施しました。

申請内容は農地法第3条許可で所有権移転です。申請農地は長年放棄され荒廃しております。申請理由ですが、譲渡人は高齢で住居も遠く、東隣でみかん栽培をしている譲受人に購入して管理してほしいと依頼がありました。譲受人は両親が経営する・・を手伝いながら借入地で野菜と清見を

栽培しており、自宅と申請地は近い距離にあります。荒廃している申請地は家族で樹木を伐採し、知り合いの土建業者に整地してもらい、みかん畑に仕上げる計画です。耕地放棄地が増える中、地域のモデルになりたいと意欲的です。もう一つの申請地は使用貸借権を解約し、購入し引き続き野菜栽培を行います。

以上のことから長年放棄されていた荒廃農地が解消されることを期待します。

皆様の慎重なご審議を宜しく願います。

◆会長（谷河 績） No. 6につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので古川委員さん報告願います。

◆6番（古川祐典） 去る、10月28日、坂東委員、事務局とともに現地調査並びに事情聴取を行いました。申請者及び申請地は議案書のとおりです。申請者は、現在和歌山市において耕作はしておらず、新規就農となりますが、既に、和歌山市外において水稲を中心に10町以上の規模の耕作を行っており、農作業歴は6年で、トラクター、コンバイン、軽トラック等を複数台所有し、常時5名を雇用しているとのことです。申請地を選定した経緯は、隣接地で自己所有の太陽光発電計画を進めている中、申請地の所有者から耕作をしていないので購入してほしいとの申し出があり、農業の規模拡張を進めていることから所有者と合意に至ったとのこと。現在、3箇所においてサカキを栽培しており、特に、・・においては、営農型太陽光で7反を耕作しているとのこと。申請地においてもサカキを栽培する予定です。申請者は、年齢もまだ若く、将来的には水稲だけでなく、ハウスでの栽培も行っていきたいと希望を

持たれています。

以上のことから、特に問題はないものと思われるのですが、皆様方の慎重なご審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」
ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

No. 1申請地は、安原地区・・・、紀北支援学校から南東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請地西側にある法人拠点の駐車場スペースが不足していることから、当法人へ貸し出すための駐車場として、転用申請するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」
ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

No. 1申請地は、小倉地区・・・、小倉神社から北西約・・・mに位置し、おお

むね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設の設置に該当します。申請地の北側にある農地には接道がなく、耕作・管理するのに不便なことから、農業用道路として転用申請するものです。なおP27の報告事項 使用貸借権の解約通知No. 1と関連です。

No. 2申請地は、川永地区・・・、川永小学校から北西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設に該当すると思われます。申請人は現在、社宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、実家に近く、耕作地にも近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。なお、使用貸借権設定です。

No. 3申請地は、貴志地区・・・、貴志中学校から南東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は自宅を事務所として使用しておりますが、駐車スペースを十分に確保できないことから、事務所から近く、県道に面して交通の便が良い当該申請地を露天駐車場として転用申請するものです。

No. 4申請地は、和佐地区・・・及び・・・、河南総合体育館から北東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおりますが、事業の拡大に伴い、作業場と倉庫の拡張が必要となったため、現在

拠点の隣接地である当該申請地を作業場兼倉庫及び事務所として転用申請するものです。なお、開発許可申請中で令和3年7月8日付で農用地区域を除外しております。

No. 5申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅から北東約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。申請人の現在居住する住まいが手狭になってきたため、祖父所有の当該申請地を個人住宅として転用申請するものです。なお、開発許可申請中で、使用貸借権の設定です。

No. 6申請地は、岡崎地区・・・、岡崎小学校から南東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、建築資材を置くスペースが不足していたことから当該申請地を、露天資材置場として転用申請するものです。

No. 7申請地は、紀伊地区・・・、北サービスセンターから北東約・・・mに位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。申請人は建設業を営んでおり、今後の事業拡大に伴い、建築資材や重機器を保管するスペースが不足していたことから、当該申請地を、露天資材置場として転用申請するものです。

No. 8申請地は、山口地区・・・、霊現寺から北約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、今後の事業拡大に伴い、運搬車両用及び従業員用の駐車スペースが不足していることから、現在の既存拠点の隣接である当該申請地を、露

天駐車場として転用申請するものです。

No. 9申請地は、東山東地区・・・、山東駅から南西約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は、現在賃貸住宅に居住していますが、手狭になってきたため、実家に近く、生活環境が整っている当該申請地を個人住宅として転用申請するものです。なお、開発許可申請中で、使用貸借権設定です。

No. 10申請地は、安原地区・・・、安原小学校から南約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設に該当すると思われます。申請人は、現在賃貸住宅に居住していますが、子供の成長とともに手狭になってきたため、実家に近い当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。なお、開発許可申請中です。

No. 11申請地は、安原地区・・・、安原小学校から南約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設に該当すると思われます。申請人は、現在賃貸住宅に居住していますが、子供の成長とともに手狭になってきたため、実家に近い当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。なお、開発許可申請中です。これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。またNo. 6、7、8については現地調査・事情聴取を行っておりますので、農業委員より報告があります。以上で

す。

◆会長（谷河 績） No. 6・7につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので坂東委員さん報告願います。

◆17番（坂東紀好） No. 6について報告します。去る10月28日 吉川委員、事務局とともに現地調査ならびに事情聴取を行いましたので報告いたします。

当該、申請人は和歌山・大阪を中心に・・・を営んでいる「・・・」です。当法人の概要は・・・設立、資本金は・・・円で直近1年間の売上は・・・円であります。今回の申請に至った経緯については現在所有する資材置場は・・・の営業所の2階にあるものの手狭であり、現在は施工現場毎で管理しているとの事です。業務が順調なため、専用の資材置場を新設し、業務の効率化・利便性を計るための申請であります。資材の内容は建築用の仮サク・パイプの他、建築用重機等であります。申請地は資料のとおり、和歌山市森小手穂字前之坪773番1、他3筆で延面積は2,115㎡であります。申請地に隣接する農地は南側のみであり、それも今回の譲渡人の農地であり、周辺の営農活動にはほぼ影響はないと思われませんが近年、当該地周辺は宅地造成が進み、当該物件に於いても南側を除き新興住宅に囲まれています。計画図面を確認したところ、前回の委員会でも議論となりましたが、当案件も砕石及びバラス転圧仕上げとなっており、周辺住民への理解と風ぼこり等には十分配慮する様、強く要請しております。周辺の住環境には一抹の不安があるものの、法的要件等 総合的に鑑み、当許可申請に特段の問題がないと思われませんが、委員各位の慎重なご審議をお願い致し

ます。

続きまして、No. 7について報告します。当案件につきましては今、説明申し上げました議案と同様、資材置場としての許可申請であります。

申請人は・・・及び・・・を営む・・・であります。当法人の概要は・・・設立、資本金・・・円、社員は・・・名であります。今回の申請に至った経緯については近年、和歌山市周辺における公共や民間工事の増加などにより、既存施設では手狭になっており、また多くの各現場における作業効率の円滑化を図るためにも資材や重機器材等の現場間移動における中継（一時保管）場所も必要であり、当申請地は既存資材置場に隣接している為、利便性・効率も良く申請に至ったものです。申請地は資料のとおり、和歌山市府中宇川原崎599番1、同所600番1で述べ面積1,086㎡であります。申請地に隣接する農地、周辺にも住宅がなく、営農や住環境にはほぼ影響がないと思われま。申請人も周辺への影響には意識が高く、雨天の場合など大型トラック等、通行時の道路汚染等も気にされており、当該申請地に洗浄設備も検討しているとの事でありました。

尚、申請理由に於いて概在施設が手狭になったと申し上げましたが、申請書類を確認しますと、既存資材置場の一部に他の建設業者に賃貸している物件があり、これでは手狭になっているからと言う論法はおかしいのではないかと事情聴取しました。回答は、期間により余裕ができる時期があり、今回賃貸したのは令和3年10月から12月までの期間限定で年明けには返還していただくと言う回答でありました。

以上によりまして、当許可申請に特段の問題がないと思われませんが、委員各位の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。No. 8につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので廣井委員さん報告願います。

◆11番（廣井伸多） No. 8について報告します。去る10月28日に土橋委員及び事務局と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。本申請は農地法第5条第1項の規定による許可申請で転用目的は露天駐車場です。事情聴取には申請人本人である・・・氏、・・・等を行っている・・・の・・・氏、土地家屋調査士の・・・氏が出席されました。申請地は滝畑6番地他、計4筆2,786㎡で第2種農地に分類される地目田で現況は山林に囲まれた荒廃が進んだ畑となっております。場所は和歌山県道64号和歌山貝塚線を東へ少し入った所にあり、付近には雄ノ山峠があります。申請人は・・・の代表取締役を務めており、同社は資本金・・・円、従業員数・・・人、設立年月日は・・・、年間売上額約・・・円で、事業内容は・・・等です。申請人は、事業所のある・・・を中心に約30年に渡り・・・の・・・等の事業を展開し、近年、・・・方面の業務が増加し、今後も更なる需要が見込まれる為、人員・車両共に補充することで事業拡大を図りたく、適地を探していた所、自社所有資材置場の隣接地の持ち主である譲渡人と話しがまとまり本申請に至りました。申請地を選定した理由としまして、本社までの距離が約・・・mと近距離である事、隣接地の自社所有地と合わせて一体的な利用が可能である事、必要

となる駐車台数の確保が可能な事、大規模な造成工事が不要で、周辺環境に影響を及ぼさない事、譲渡人とは土地が隣接しているだけでなく、住所も同じ・・・であり昵懇な間柄な為、スムーズな話し合いが出来る事が挙げられます。申請地の利用計画は大型運搬車両・・・台、小型運搬車両・・・台、社員用自家用車・・・台分の駐車場です。工事に関しては盛り土を行った後は碎石を入れて舗装は現時点では行わない予定です。排水に関しては雨水のみで既設の水路を改修して放流する予定です。現地を見て感じた進入路の狭さでは大型車両が通行出来るのかの疑問には、必要十分とまではいかないが、最低限の幅員があり、道路に被さってきてる枝は伐採しますとの事。又、駐車台数に対して申請面積が過剰ではの疑問には、バックと呼ばれる脱着式の空コンテナの置場所や将来的に・・・の資材を保管する倉庫を建設する可能性がある事、後は譲渡人の意向を考慮したとの事。資金計画については・・・で、完成予定日は許可日から1カ月位と見積っています。水利組合に関しては、この地区の自治会にも問い合わせた所、現在存在しない事が判明しました。又、事務局も確認済です。隣接農地は東側のみで同意をいただいております。因みに・・・しているのは・・・や・・・が多数を占めています。

最後に、・・・の保管や・・・をしない旨を確認し、言質を取れたので特に問題は無いと思われませんが、皆様の慎重なご審議の程よろしくお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第5号について、説明、報告が

終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆2番（辻本 傑） No. 7についてですが、資材置き場は和歌山市内に何箇所ありますか。

◆17番（坂東紀好） 4箇所あります。

◆2番（辻本 傑） No. 8についてですが、産業廃棄物処理場にならないか。

◆山本副課長 番外、説明いたします。

事情聴取のなかで、産業廃棄物処理の許可がないことを確認しています。

◆17番（坂東紀好） 農地法第5条第1項の規定による許可申請において、目的外使用については、関係機関と追跡調査が必要と考えます。

◆会長（谷河 績） 他に何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定したいと思います。露天資材置き場の用途について考えていかなければと思いますのでよろしく願いいたします。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が10件ございました。すべてが使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。また、No. 1からNo. 8については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 9、No. 10については、農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田が25,964㎡、畑が8,696㎡、合計

面積が34,660㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が2件あり、面積は田が1,226㎡、畑が1,343㎡、合計面積が2,569㎡です。

なお、P14のNo. 5は新規就農となり、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 5につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので土橋委員さん報告願います。

◆7番（土橋ひさ） No. 5について報告します。当申請について10月28日廣井委員、事務局職員と共に現地調査、並びに事情聴取を実施しました。

申請内容は利用権、使用貸借権です。新規就農者の・・・歳の方です。・・・卒業後、・・・の知人農園で農業を手伝いながら農業を学んでいます。今後は和歌山のおいしいみかん、野菜を作りたいと農業高校で学んだ友人2人と農業をやっていく計画です。借入地は農業委員会の紹介で自宅から車で7分 4.7kmの水田です。農機具は軽トラ、動噴、草刈り機2台を持っており、トラクターは紀の川市で借りる計画です。作付品目は、玉葱、白菜、ナスなどを計画しています。農地は全面積を借りて欲しいという地主の要望があり7,219㎡という広さの田で、いのししの害の対策も必要なこともあり、作付品目を試作検討するよう提案すると共に契約期間中は、友人と力を合わせ責任もって耕作に励むよう指導しました。農地ナビの情報提供も行いました。

以上のことからまだまだ心配なこともあります。農業への意欲を大切にしながら見守

ってゆきたいと思います。皆様の慎重なご審議を宜しくお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第6号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 非農地通知について、提案いたします。

◆中谷主査 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和3年2月24日、岡崎地区井辺・神前（19件、25筆）で曾根委員、和田推進員、令和3年10月5日、加太地区大川（20件、38筆）で土橋委員、中島推進員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書8件の提出がありました。面積は、田が5筆、5,284㎡、畑が9筆、1,853㎡で合計14筆、7,137㎡です。

No.1からNo.8について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

なお、各地区の土地改良区・水利組合等と協議済です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございますので第17回総会を閉会いたします。

13時50分 閉会

和歌山市農業委員会会長

和歌山市農業委員会委員

和歌山市農業委員会委員